

第25回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画（案）

第1 趣旨

有権者一人ひとりが今回の選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加する明るい選挙を実現することが大切である。

このため、有権者が自らの意思を正しく政治に反映させるための大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

更に、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

第2 キャッチコピー（統一標語）

「新しい時代を創る この一票」

第3 重点事項

1 明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における参議院の役割についての理解を深め、候補者の人物や政見、政党等の政策を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、主権者としての自覚を持って進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙の正しいルールを守り、政見や政策を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票総参加を推進する。

3 投票制度等の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度や国外における不在者投票や在外投票制度について周知を行う。

また、公職選挙法や政治資金規正法による連座制、政治活動に関する寄附の制限等についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、公明かつ適正な選挙を推進する。

さらに、特定枠制度が導入された比例代表選挙のしくみや投票用紙の色等の周知により、無効投票の減少を図る。

4 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

第4 臨時啓発事業の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や(財)明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。
- 2 県及び市町の選挙管理委員会は、各報道機関に対して、臨時啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、県民の理解が深まるように努める。

第5 臨時啓発事業の内容

1 県が行う事業

(1) 啓発イベントの実施

県民一人ひとりが選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守って自ら進んで投票に参加するよう、県選挙管理委員会及び県明るい選挙推進協議会等が共催して、人が多く集う場所において啓発イベントを開催するとともに、県内市町の協力を得て、県内各拠点地区において一斉街頭啓発を実施する。

(2) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

下表のテレビ、ラジオ及び新聞を通じて、投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加を呼びかける。

テレビ	日本放送協会高松放送局、西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送、山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、株式会社ケーブルメディア四国、中讃ケーブルビジョン株式会社、香川テレビ放送網株式会社、三豊ケーブルテレビ放送株式会社、高松市塩江ケーブルテレビネットワーク、さぬき市ケーブルネットワーク
ラジオ	日本放送協会高松放送局、西日本放送株式会社、株式会社エフエム香川、エフエム高松コミュニティ放送株式会社、エフエム・サン株式会社
新聞	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞

(3) 特設サイトやSNSによる啓発

特設サイトを開設して、投票日及び投票制度等を周知するとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、同様の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(4) ポスター・チラシによる啓発

投票日時及び投票制度の周知、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけのための

ポスター及びチラシを作成する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、多くの人々が使用するコンビニエンスストア、鉄道・バスの車内及び駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関並びに大学等の教育機関等に配布し、多くの人々の目に触れる場所への掲出を依頼する。

また、チラシについては、市町の協力を得て県内全戸に配布できるように配慮するとともに、(1)の啓発イベント等でも配布するほか、コンビニエンスストアにも設置する。

種 別	作製枚数	掲 示 期 間
一般掲示用ポスター	1,400枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12日～15日間
チラシ	450,000枚	県内全戸配布・啓発イベント等で配布

(5) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数	設 置 場 所	設 置 期 間
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂（横断）幕	46流	市町庁舎・県広報船等	

(6) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台 数	期 間
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	投票日までの3日間

(7) Tシャツによる啓発

啓発イベント等で着用するTシャツを作成し、投票日の周知を行う。

対 象	作製枚数
県及び市町における啓発イベント等で着用	170枚

(8) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用に縦横比率の異なる5種類のバナー（W350px×H65px、W700px×H65px、W480px×H240px、W540px×H180px、W702px×H180px）を作製し、県・市町ホームページ等に配置して、香川県選挙管理委員会ホームページへのリンクを設定する。

(9) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県及び市町の公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作 製 枚 数
県及び市町公用車	150枚

(10) 店内放送・電光掲示板による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送等により投票日の周知を行うとともに、サンポート高松シンボルタワーデックスガレリアの電光掲示板による啓発を行う。

(11) 広報誌・県政ラジオ番組等による啓発

県広報誌に啓発記事を掲載するとともに、県政ラジオの番組放送等でも投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(12) その他の啓発資材による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した啓発資材を作製し、啓発イベント等その他の啓発事業を通じて配布する。

(13) その他

市町（選挙管理委員会、市町教育委員会等）の協力を得て、各種啓発を行う。

2 市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂（横断）幕等による啓発

立看板・懸垂（横断）幕等を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線による啓発

投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 各種イベント等での啓発

各種イベントや学校・住民講座等の場で啓発を行う。

(6) 街頭啓発の実施による啓発

選挙期間中、投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行うために、街頭啓発を実施して啓発チラシ等の資材を配布する。

また、啓発チラシについては、各市町の実情に即した方法で、各世帯に配布できるよう配慮する。